

奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

奈良県広域水道企業団企業長 山下 真

奈良県広域水道企業団企業管理規程第 6 号

奈良県広域水道企業団職員の職の設置等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 職員の職の設置については、法令に特別の定めがあるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(職の設置)

第 2 条 奈良県広域水道企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和 7 年 2 月条例第 7 号）第 4 条に規定する事務局に事務局長を置く。

2 前項に定めるもののほか、事務局に企業団参与を置くことがある。

第 3 条 奈良県広域水道企業団組織規程（令和 7 年 3 月企業管理規程第 7 号）

第 2 条に規定する部に次の職を置く。

(1) 部に部長

(2) 課に課長及び課長補佐

(3) 係に係長

2 前項に定めるもののほか、部に理事を、課に参事、主幹、主任調整員、副主任、副主任、調整員又は主任主査を置くことがある。

第 4 条 奈良県広域水道企業団組織規程第 2 条に規定する市町村事務所、広域水道センター及び水質管理センター（以下「市町村事務所等」という。）に次の各号に掲げる職を置き、それぞれ最上位にある者をその長とする。

(1) 市町村事務所に所長及び係長

(2) 広域水道センターに所長、次長、場長、課長及び係長

(3) 水質管理センターに所長、課長及び係長

2 前項に定めるもののほか、市町村事務所等に次長、課長、参与、参事、主幹、場長、課長補佐、場長補佐、主任調整員、副主任、副主任、調整員又は主任主査を置くことがある。

第 5 条 前 3 条に定めるもののほか、職員の職として次の職を置く。

(1) 主査

(2) 主任主事

(3) 主事

(職務権限)

第 6 条 事務局長は、企業長の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 企業団参与は、上司の命を受け、特命事項を掌理する。

第7条 部長は、上司の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 理事は、上司の命を受け、特命事項を掌理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 参事は、上司の命を受け、担任する重要な事務を掌理する。

5 主幹は、上司の命を受け、担任事務を掌理する。

6 課長補佐は、課長を補佐し、課の事務を整理する。

7 主任調整員は、上司の命を受け、担任事務を整理する。

8 副主幹及び副主任は、上司の命を受け、担任事務を整理する。

9 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理する。

10 調整員は、上司の命を受け、担任する調整事務を処理する。

11 主任主査は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

第8条 第4条第1項の規定により置かれる市町村事務所等の長は、当該市町村事務所等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 第4条の規定により置かれる市町村事務所等の長以外の職にある者（次項から第6項までに規定する職にある者を除く。）は、上司の命を受け、その事務を整理する。

3 次長は、上司の命を受け、担任事務を掌理する。

4 参与は、上司の命を受け、特命事項を掌理する。

5 場長は、浄水場の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

6 場長補佐は、場長を補佐し、浄水場の事務を整理する。

第9条 主査は、上司の命を受け、担任事務を処理する。

2 主任主事は、上司の命を受け、高度な知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。

3 主事は、上司の命を受け、事務をつかさどる。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。